

子どもたちの未来を応援

## 教育資金を借りている方に利子補給

### 1 教育資金利子補給補助制度とは？

大学や専修学校・大学院などへの就学のために、必要な資金を借り入れた保護者の方へ、借入資金の利子を補助する制度です。

### 2 どんな方が対象になるの？

- ・ 河津町に住民登録があり、1年以上居住されている方
- ・ 年間の所得金額が一定金額以下の方。(給与所得990万円、事業所得780万円)
- ・ 町税などに未納のない方。

### 3 補助の割合はどのくらいなの？

- ・ 借り入れた方が支払うべき利子を、3%以内で補助します。

### 4 返還は必要なの？

- ・ 交付された補助金を返還する必要はありません。

### 5 手続きはどうするの？

- ・ 受付は教育委員会で行っていますので、文化の家(町立図書館)内の教育委員会窓口へ別紙関係書類を提出してください。

なお、わからない事がありましたら、教育委員会へお問い合わせ願います。

河津町教育資金利子補給金交付申請書

年 月 日

河津町長 様

住 所  
氏 名 印

河津町教育資金利子補給金の交付について、河津町教育資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本制度の対象者としての要件を満たしていることを確認するための調査を町が実施することに同意します。

記

利子補給金申請額 金 円

添付書類

1. 在学の事実を証明する書類（在学証明書、学生証、合格通知書、卒業証書等）
2. 金融機関と締結した教育資金借入契約書の写し
3. 本人であることを証明する書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
4. 利子の支払額を証明する書類

※ 添付書類の2と3については、初回の申請内容に変更がない場合については省略することができる。

河津町教育資金利子補給金請求書

年 月 日

河津町長 様

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった河津町教育資金利子補給金について、河津町教育資金利子補給金交付要綱第 7 条の規程により、下記のとおり請求します。

記

預金口座名

種別・番号

利子補給金請求額 金 円